

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成24年2月21日まで縦覧に供する。

平成24年1月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成23年12月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人農幸生活

亀山 初美

高松市末広町7番地21

3 定款に記載された目的

この法人は、第一次産業に従事する人及び関連のある人たち（農業者、漁業者、林業者、市民、企業、行政、NPO、大学、金融機関、一般消費者など）に対して、主に農業や農商工連携及び6次産業化など農業に関わる全般ならびに人材育成、支援、調査、研究などに関する事業を行い、これらの事業を通じて地域社会に貢献、人材育成、食育、雇用創出などに寄与することを目的とする。